

【傷病手当金の詳細】（令和6年3月1日時点）

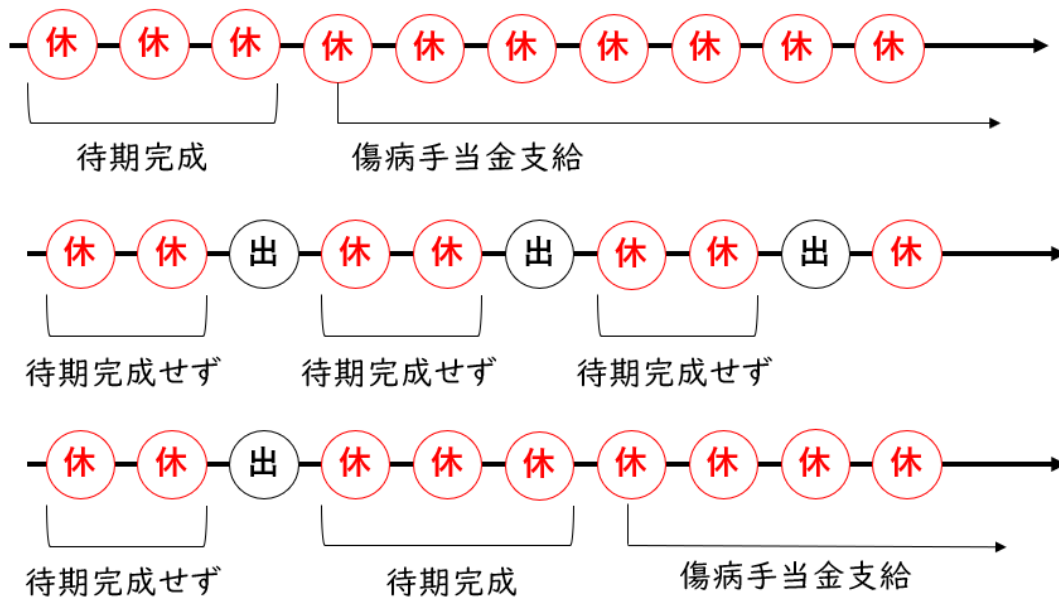
■支給要件

以下の1から4の要件をすべて満たしたときに支給されます。

- 1 業務外の事由による病気やケガのため療養中であること
- 2 仕事につけないこと（医師による労務不能の証明が必要）
自宅療養中でも良いことになっています。
- 3 4日以上休んだとき
休み始めた日から、連続して3日間は待期（※1）となり、4日目から支給されます。
- 4 休業期間中の給与の支払いがないこと
給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されま
す。

※1 3日間の待期は、休んだ日が連続して3日間なければ完成しません。この待期の3日間は、給与の支払いを受けていたかどうかは関係なく、仕事を休んだかどうか要件となります。

（3日間の待期の考え方）



※退職等により健康保険の被保険者資格を失っても、資格喪失する日の前日（退職日等）までに継続して1年以上被保険者期間（任意継続被保険者期間は除く）があり、資格喪失日の前日（退職日等）に傷病手当金を受給しているか、または前記の1から4までの支給要件を満たし、受給できる状態であれば、傷病手当金を受給することができます。

⇒詳細は、「資格喪失後の傷病手当金」でご確認ください。

■支給期間

- ・同一の病気やケガに関して、支給が開始された日から通算して1年6か月間です。

- ・令和2年7月1日以前に支給が開始された場合は、支給が開始された日から起算して最長1年6か月までとなります。

・支給が開始された日が、令和2年7月1日以前の場合

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|
| 欠勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 |
| 待期間 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 不支給 |

← 1年6か月 →

支給が開始された日から起算して1年6か月を経過した後は不支給

・支給が開始された日が、令和2年7月2日以降の場合

| | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 欠勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 |
| 待期間 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 |

通算1年6か月

支給が開始された日から通算して1年6か月まで支給

■支給金額

休業1日当たりの金額は以下の計算式で算出します。

$$\frac{\text{支給開始日以前の継続した12か月間の標準報酬月額を平均した額}}{30 \text{ 日}}$$

- ・支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、以下の①と②のいずれか低い額を使用して計算します。

- ① 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額
- ② 支給開始日が属する年度の前年度の9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額
※協会けんぽの場合：30万円（支給開始日が平成31年4月1日以降の方）

- * 傷病手当金の申請期間の初日が属する月までの12か月以内の期間に、勤務先が変更した場合や定年再雇用等で被保険者証の番号が変更した場合等は、別途添付書類が必要となる場合がありますので、加入している公的医療保険窓口を確認が必要となります。

■傷病手当金の支給調整

次の①～⑤に当てはまる場合、傷病手当金の一部または全部が調整されます。

- ① 給与の支払いがあった場合
- ② 障害厚生年金、または障害手当金を受けている場合
- ③ 老齢退職年金を受けている場合
- ④ 労災保険の休業補償給付を受けている場合
- ⑤ 出産手当金も同時に受けられるとき

■対象者

- ・全国健康保険協会、健康保険組合の被保険者本人（被扶養者は除く）
ただし、業種別の国民健康保険組合では独自の傷病手当金制度をもっているところがあります。国民健康保険組合の窓口でご確認ください。
また、退職などにより被保険者でなくなった場合には、「資格喪失後の傷病手当金」をご確認ください。

■申請方法

- ・申請には、事業主の証明と療養担当者（主治医など）の意見書が必要です。
- ・支給要件を満たした場合に、加入している公的医療保険窓口申請します。

■申請時期

- ・給与の支払い有無について事業主の証明が必要になりますので、一般的には、1か月～3か月単位で給与の締切日ごとに申請します。
- ・申請の期限は、受給ができるようになった日ごとにその翌日から2年となります。
詳しくは、勤務先や公的医療保険の窓口を確認してください。

参考：全国健康保険協会ホームページ